

身体拘束適正化のための指針

1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束禁止に向けた意識をもち、身体拘束しないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービスの提供にあたっては、当該利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要件に満たす状態にある場合は、それらの要件等の手続きが慎重に実施されているケースについて必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上三つの要件を全て満たすことが必要です

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は虐待・拘束防止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳のある生活に努めます。
- ②言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準じる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をして頂けるように努めます。

3. 身体拘束廃止及び適正化に向けた組織体制

（１）虐待・拘束防止検討委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止と高齢者虐待防止に向けて虐待・拘束防止検討委員会（介護棟内）を設置します。

① 設置目的

- ・施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束をせざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員への指導

② 虐待・拘束防止委員会の開催

委員会の開催は基本的には毎月の介護ミーティング時を定期開催とするが検討する事案が無い場合は省略する。又、必要に応じてその都度開催します。

緊急な事態(数時間内に身体拘束を要する場合等)は、理事会に報告の上、関係職員を招集し臨時の会議を開催。委員会に参加できない職員等が想定される場合は意見を聞くなどの対応により意見を盛り込み検討します。

③ 虐待・拘束防止委員会の構成

- ア) 看護師
- イ) サービス提供責任者
- ウ) ケアマネージャー
- エ) 介護職員
- オ) 理学療法士
- カ) リハビリ助手

※ 以上を持って組織し委員会のリーダーは構成メンバーの中から選出し、その選出された者がリーダーの任務にあたる。

（２）身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

当施設では介護従事者、その他従事者に対し身体拘束等の適正化のための

研修を定期的実施します。

研修の実施

- ・身体拘束適正化のための研修開催は研修プログラムを作成し、年2回以上開催をする。
- ・新入職員がある場合は身体拘束適正化のための研修を行う。
- ・研修が必要と思われる事象が発生した場合は随時研修を実施する。

4. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の報告等の方法

本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します

① カンファレンスの実施

- ・緊急やむを得ない状況になった場合、虐待・拘束防止検討委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に●切迫性●非代替性●一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討、確認します。
- ・要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成する。
- ・廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

② 利用者本人や家族に対しての説明

- ・身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。
- ・身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施します。

③ 記録と再検討

- ・法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討する。その記録は2年間保存、行政担当の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

④ 拘束の解除

- ・③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者・家族に

報告します。

〈介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為〉

- ・徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車椅子、イスからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルにつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

5. 指針の閲覧について

- * 当施設の身体拘束適正化のための指針は、求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにすると共に、当施設のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧できるようにする。

本指針は2023年6月1日より施行する
2025年9月1日 更新